

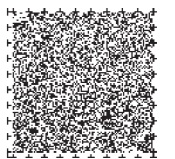
完成を迎える市役所新庁舎

千曲市役所新庁舎内覧会

- 期日 7月27日(土)、28日(日)
- 時間 午前9時～午後3時
- 会場 千曲市役所新庁舎(杭瀬下二丁目1番地)
- 駐車場 新庁舎の南側駐車場または立体駐車場
- *一部立入りを制限させていただくフロアがあります。あらかじめご了承ください。
- 問い合わせ先 更埴庁舎・総務課(内線5214)

今月の主な紙面

- 市政トピックス 2～3
- 叙勲受章者を紹介 4
- 水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました 5
- 市役所新庁舎への移転スケジュール 6
- チクマビト 多田仁美さん 24



皆さんのアイデアをお寄せください 千曲市協働事業提案制度 8月5日(月)から募集



千曲市協働事業提案制度は、市民の皆さんの視点から地域の課題解決や市民満足度の向上につながる事業を提案してもらい、市と協働で行なうものです。今年度も市民の皆さんからの提案を募集します。

■提案の種類

①市民テーマ型 皆さんが、市と協働で取り組める公益性のあるテーマについて、自由に設定し提案できます。

②行政テーマ型 市が、皆さんと協働で取り組みたいテーマを設定し、皆さんから提案してもらいます。

*本年度の行政テーマと担当部署は「みんなで考える『あんのりの里の将来』事業」(農林課)です。

■対象者と対象事業 募集要項で示した要件を満たす団体と事業

■募集日程

○事前相談期間 7月8日(月)～31日(水)

○募集期間 8月5日(月)～30日(金)

■審査方法 書類審査、公開プレゼンテーション

■事業費の考え方

事業の実施に直接必要な経費を算出し、役割分担に応じて市と提案者で負担し合います。

○市が負担する経費(または委託料) 1事業100万円を上限に予算の範囲内

■事業の実施期間

原則として、令和2年度からですが、予算成立状況により変動する場合があります。

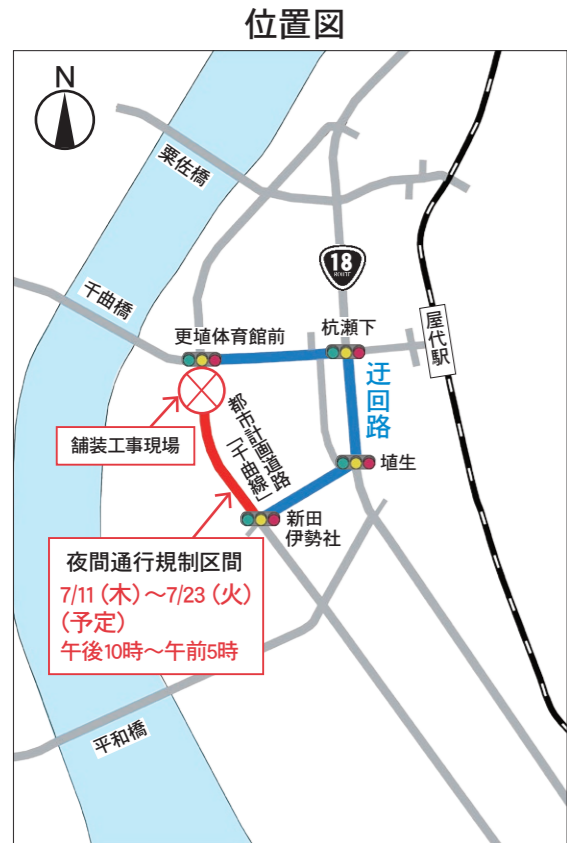
*募集要項などは、市民協働課で配布しています。また、ホームページや「みんなの街まちサイト」からも取得できます。

■問い合わせ先 更埴庁舎・市民協働課(内線5312)

迂回にご協力ください

千曲線舗装復旧工事に伴う 夜間通行止め

■問い合わせ先 更埴庁舎・建設課(内線5614)



都市計画道路「千曲線」の更埴体育館交差点から南に約190mは、現在仮復旧となっているため、車道部アスファルト舗装の本復旧工事を行ないます。更埴体育館前交差点から新田伊勢社交差点までが車両夜間通行止めになります。そのため、位置図のとおり迂回にご協力をお願いします。

■期間 7月11日(木)～23日(火)(予定)

■時間 午後10時～午前5時

*近隣の皆さんと緊急車両は工事現場手前まで通行可能です。交通誘導警備員の指示に従ってください。

協働事業提案制度採択事業例

○遊びで育てるパパママ教室



○治田公園桜再生プロジェクト



区・自治会の取り組みを支援します

第3次地域づくり計画

第3次地域づくり計画は、「協働事業提案制度」の区・自治会版で、地域の課題解決や魅力あるまちづくりの取り組みを区・自治会から提案していただき、市と協働で行なうものです。

■提案事業例

高齢者の見守り、児童の交通安全、地域文化の伝承、荒廃地の活用など

■募集日程

案制度と同じ

■審査方法 書類審査、面談

■市が負担する経費 1事業20万円を上限に予算の範囲内

*募集要項などは市民協働課で配布しています。また、ホームページからも取得できます。

■問い合わせ先 更埴庁舎・市民協働課(内線5312)

千曲市産ワインの味わいは

第2回千曲市産ワインを楽しむ会

千曲市ワインぶどう研究会と市は、「千曲市産ワインを楽しむ会」を開催します。研究会初醸造の「千曲ソーヴィニヨン・ブラン(白)」をはじめ、市内の生産者が作ったワイン8種類を同時に楽しめるイベントです。

を楽しむパーティー(テーブル着座、buffet形式)

*テーブルは事務局が指定します。

■日時

7月26日(金) 午後6時45分～8時30分

■無料送迎バス(要申込)

○行き 午後6時15分・戸倉駅 発

○帰り 午後8時30分・会場 発 戸倉駅行

■受付開始

午後6時15分

■申込方法 参加者全員の氏名住所、当日連絡が取れる電話番号、送迎バス利用の希望有無(行き・帰り)を7月12日(金)までに、上山田庁舎農林課に直接申込むか、電話またはFAXで申し込んでください。

■会場

上山田ホテル

*後日、申込みをした人へ受付票の通知を送ります。

■参加費

4000円(当日支払)

■申込・問い合わせ先 上山田庁舎・農林課(内線7272、FAX0261-27514579)

■定員

100人(先着順)

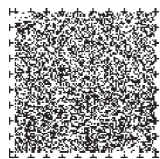
■内容 千曲市産ワインと料理



▶千曲市内で収穫されたワイン(赤)のぶどう



▶研究会初の白ワイン「千曲ソーヴィニヨン・ブラン」



警戒レベル4で全員避難

～水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました～

■問い合わせ先 更埴庁舎・危機管理防災課(内線5251)

昨年発生した西日本豪雨を教訓に、災害情報を警戒レベルでお知らせする仕組みが変わりました。

大雨や洪水など災害の発生のおそれがある場合、市からの避難勧告及び避難指示(緊急)の発令や気象台と長野県が共同で発表する土砂災害警戒情報などを、災害の切迫度に合わせて5段階でお知らせします。

■警戒レベル1 災害への心構えを高めましょう。

■警戒レベル2 避難に備え、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認しましょう。

■警戒レベル3 避難に時間を要する人は、支援者とともに避難を開始しましょう。

■警戒レベル4 避難勧告または避難指示(緊急)を発令しますので、速やかに避難先へ避難をしましょう。

■警戒レベル5 既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。

災害が迫ったときは、自らの判断で適切に避難行動をとるよう心がけましょう。

<避難情報など>

警戒レベル	避難行動など	避難情報など
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報(市が発令)
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) (市が発令)
警戒レベル3 高齢者などは避難	避難に時間を要する人(高齢・障がいのある人、乳幼児など)とその支援者は避難しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報など (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

<防災気象情報>

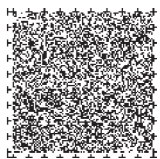
(例)洪水による予報
警戒レベル5相当情報
氾濫発生情報

警戒レベル4相当情報
氾濫危険情報

警戒レベル3相当情報
氾濫警戒情報

警戒レベル2相当情報
氾濫注意情報

叙勲受章者を紹介



叙勲は、国家または公共のために功労のあつた人などを対象に発令されます。叙勲には、春と秋に実施される「春秋叙勲」、春秋叙勲によって勲章を授与されていない功労者に対して、年齢が88歳に達した機会に授与される「高齢者叙勲」、警察官など著しく危険性の高い業務に精励された人の中から、55歳以上の人を対象に授与される「危険業務従事者叙勲」などがあります。

春の叙勲

瑞宝双光章



島田 忠明さん
(森)

昭和43年に県職員に採用され、大町建設事務所長、都市計画課長などを経て、平成16年に土木部長に就任。37年間にわたり県政の発展に尽力されました。

瑞宝双光章



永井 弘さん
(八幡)

昭和43年に旧運輸省に入省。国土交通省・国土交通技官として関東運輸局自動車技術安全部次長で退職するまで35年間にわたり自動車行政に尽力されました。

危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章



小山 信三さん
(屋代)

昭和41年に県警察官に採用され、刑事、交通警察などを歴任。42年間にわたり、地域住民の安全・安心、治安維持に尽力されました。

瑞宝双光章



眞篠 正廣さん
(上徳間)

昭和40年に県警察官に採用され、主に交通警察に従事。41年間にわたり、地域住民の安全・安心、治安維持に尽力されました。

高齢者叙勲

瑞宝双光章



仲林 和勇さん
(屋代)

昭和26年に旧農林省長野食糧事務所に入省。広島食糧事務所総務部長として退職するまでの40年間、食糧行政の発展に尽力されました。

旭日単光章



中澤 直人さん
(寂時)

平成6年から14年間にわたり旧更埴、千曲市議会議員を務め、総務文教常任委員長を歴任するなど地方自治の振興に尽力されました。

○高齢者叙勲瑞宝双光章
高橋 清隆さん(千本柳)

このほかに、受章された方を紹介します。

気化式冷風機を緊急配置します

市は、子どもたちの熱中症対策のため、市内の小中学校にエアコンの設置を進めています。夏休み前の設置を目指してきましたが、全国的に同様の工事が進められており、機器の納品に時間がかかっていることから、夏までの設置が難しい状況となりました。

このため、今夏の緊急対策として、市では7月から9月にかけて気化式冷風機78台をリースし、各小中学校へ数台ずつ配置します。

全教室には配置できませんが、移動式のため、各学校で効率的に使用する予定です。

■問い合わせ先 戸倉庁舎・教育総務課(内線6312)



射水市観光情報

姉妹都市の観光情報

海老江海浜公園海開き

管理された美しい砂浜と芝生が気持ちのいい、2006年オープンの海水浴場です。海水浴場西側のプレジャービーチではヨットなどのマリンスポーツが盛んに行なわれ、ベイエリアの景色も最高です。

- 期日 7月13日(土)～8月31日(土)
- 会場 海老江海浜公園(射水市海老江地内)
- 問い合わせ先
射水市港湾・観光課
(Tel.0766-51-6676)



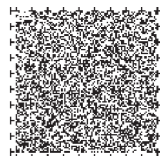
第55回富山新港花火大会

帆船海王丸と新湊大橋をバックに約2,000発の花火が夏の夜空を彩ります。富山新港の海上で開花する水中スターメインやフィナーレの水中尺玉が見どころです。

- 日時 7月28日(日)
午後7時50分～8時30分
- 会場 海王丸パーク(射水市海王町8番地)
- 問い合わせ先
富山新港花火大会実行委員会(射水市港湾・観光課内、Tel.0766-51-6676)



市役所新庁舎への移転スケジュール



現在建設中の市役所新庁舎への移転を8月に実施します。移転は、土曜日と日曜日を利用した『分散型移転』となり、移転が完了した部署は新庁舎（杭瀬下二丁目1番地）にて業務を開始します。部署により新庁舎での業務開始日が異なりますので、左表で確認してください。

なお、戸倉庁舎・上山田庁舎の市民窓口課での窓口業務

（戸籍などの届出、住民票・所得証明書などの発行、ごみ袋購入チケットの取扱いなど）は、8月9日（金）までとなりますが、戸倉庁舎には、文書の取次ぎや簡易な相談窓口として「連絡所」を設けます。来庁される皆さんには大変ご理解をお願いします。

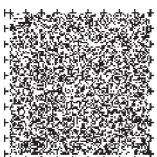
■問い合わせ先 更埴庁舎・総務課（内線5214）

新庁舎への移転スケジュール

新庁舎での業務開始日	新庁舎フロア	該当部署
8月5日（月）	5階	議会事務局、選挙管理委員会事務局
	4階	秘書広報課、総務課、危機管理防災課、財政課、総合政策課、市民協働課、管財契約課、情報政策課、教育総務課、生涯学習課、人権・男女共同参画課
8月13日（火）	1階	市民課、税務課、債権管理課、会計課、福祉課、高齢福祉課、保育課、こども未来課、健康推進課国保医療係、法務局証明サービスセンター、八十二銀行派出所
8月19日（月）	2階	環境課、廃棄物対策課、生活安全課、健康推進課（国保医療係以外）、千曲市ふるさとハローワーク
8月26日（月）	3階	建設課、都市計画課、上下水道課、上下水道料金等お客様センター、地域開発推進室、農林課、農業委員会、産業振興課、観光交流課

国民健康保険税の納付が7月から始まります

- 問い合わせ先 ○国民健康保険税の計算 更埴庁舎・税務課（内線5241）
- 国民健康保険税の納付 更埴庁舎・債権管理課（内線5243）
- 国民健康保険の加入・脱退 戸倉庁舎・健康推進課（内線6253）



国民健康保険に加入している人の世帯主宛てに、納税通知書を7月中旬に郵送します。納付期限までに納付してください。

国民健康保険税は、下表の項目をもとに割り振り、所得割・資産割・均等割は国民健康保険に加入している個人ごと、平等割は世帯ごと計算されます。それらの合計金額が一世帯の保険税額となります。

●**保険税の軽減措置**
低所得世帯への税負担の軽減措置として、世帯全体（世帯主と被保険者全員分）の前年中の総所得金額等が軽減基準額以下の場合に、均等割額と平等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。

●**所得の申告は忘れずに**
前年中の収入がない人も申告が必要です。申告をしていないと軽減の対象となりません。

●**非自発的失業（離職）者の軽減**
倒産・解雇・雇止めなどにより離職したため職場の健康保険を脱退し、国民健康保険に加入する人は、保険税の軽減が申請により受けられる場合があります。申請方法など詳細は問い合わせてください。

●**加入・脱退の届け出はお早めに**

表 国民健康保険税の税率、税額

区分	内容	医療分	支援金分	介護分*
所得割	加入者の前年所得に対して計算 【(総所得-33万円)×税率】	7.7%	2.4%	1.8%
資産割	加入者の資産に応じて計算 【本年度固定資産税額×税率】	18.0%	5.3%	4.2%
均等割	加入者一人当たり課税	1万9,500円	7,500円	7,300円
平等割	加入世帯に対して課税	2万2,000円	7,200円	6,300円
最高額	課税限度額	61万円	19万円	16万円

*介護分は、40歳以上65歳未満の人が対象です。

国民健康保険税は、国民健康保険の加入資格を得た月から計算されます。加入の届け出が遅れると、遡って保険税を納めることとなります。

職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険の脱退の届け出が必要です。

●**課税限度額の引き上げ**
今年度から医療分の課税限度額が引き上げになりました。（平成30年度58万円）

戸籍届の受付場所の変更

現在、戸籍の届出は3庁舎で24時間受付をしていますが、新庁舎への移転に伴い、新庁舎のみでの受付になりますので注意してください。

●**更埴・戸倉・上山田庁舎での受付**
8月9日（金）午後5時15分まで

●**新庁舎での受付**
8月9日（金）午後5時15分から

●**新庁舎での受付場所**
月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで

●**土・日曜日、祝日、時間外**
新庁舎1階 休日・夜間受付

■問い合わせ先 更埴庁舎・市民課（内線5431）

便利な「コンビニ証明書交付サービス」 マイナンバーカードを申請しませんか

市は、マイナンバーカードを利用して住民票や印鑑証明書などの証明書を全国の提携コンビニエンスストアで取得できるサービスを行なっています。利用可能時間は午前6時30分から午後11時までで、土・日曜日、祝日も利用でき、申請書の記入も不要です。

●**マイナンバーカードの申請方法は4種類**

- ①市役所市民課で申請（写真を無料で撮影）
- ②交付申請書に顔写真を貼付し
- ③郵送申請
- ④パソコン・スマートフォンで電子申請
- ⑤全国のマイナンバーカード申請対応の証明写真機から電子申請（有料）

いずれの申請も「個人番号カード交付申請書」が必要になります。紛失した場合は再交付の手続きをご案内しますので問い合わせください。

■問い合わせ先 更埴庁舎・市民課（内線5535）

ごみ処理手数料の減免申請を 7月から受付

乳幼児や身体障がい者などの紙おむつ利用世帯や在宅医療廃棄物排出世帯は、ごみ処理手数料が減免になります。

●**対象者** 左表のとおり

●**申請期間** 7月1日（月）～令和2年3月31日（火）

●**申請方法** 印鑑を持参し、更埴庁舎廃棄物対策課、戸倉庁舎・上山田庁舎の市民窓口課で、おむつ使用者と世帯を同一にする人が申請してください。

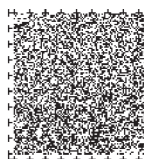
●**お問い合わせ先** 更埴庁舎・廃棄物対策課（内線5422）

*8月19日（月）以降は新庁舎・廃棄物対策課に申請してください。

*住民基本台帳上でおむつ使用者と世帯を同一としない人が申請する場合は「代理申請」となります。申請者世帯の同意を得たうえで、申請者世帯の印鑑、代理申請者の印鑑の両方を持参してください。

ごみ処理手数料の減免対象世帯

対象者	減免対象	減免内容
紙おむつ利用世帯	乳幼児	平成28年4月2日以降に誕生した乳幼児がいる世帯 年間50枚を限度に、1枚40円の処理手数料を減免します。袋代は自己負担です。 *誕生月により、購入できる枚数は異なります。
	身体障がい者・要介護者など	紙おむつを大量に利用している世帯 *夜間や外出時のみ利用するなどの一時的な利用は対象となりません。 年間100枚を限度に、1枚40円の処理手数料を減免します。袋代は自己負担です。 *申請時に紙おむつを購入したことが分かる領収書2枚以上の提示が必要です。
在宅医療廃棄物排出世帯	腹膜透析などで大量の在宅医療廃棄物を排出する世帯	年間100枚を限度に、1枚40円の処理手数料を減免します。袋代は自己負担です。



国民年金保険料の免除申請を7月から受付

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の免除・猶予が承認される場合があります。

免除申請は、原則毎年必要です。ただし継続申請が認められている人は、手続きは不要です。

●**免除制度**
本人・配偶者及び世帯主の前年所得が一定額以下の場合に申請すると、保険料の納付が免除されます。

■**種類** 全額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)

■**対象となる保険料** 平成29年6月から3年分の保険料

■**申請方法** 年金担当窓口(更埴庁舎市民課、戸倉庁舎・上山田庁舎の市民窓口課)または長野南年金事務所にある申請書に記入のうえ、直接窓口へ提出してください。

*8月13日(火)以降は新庁舎・市民課に申請してください。
*失業などの理由で申請するとき、雇用保険受給資格者証、離職票の写しなどを添付して

ください。

*所得の申告をしていない人は手続きできません。

●**納付猶予制度**

申請により保険料の納付が猶予され、後払いができます。

■**対象者** 本人及び配偶者の所得が一定額以下の50歳未満の人

●**学生納付特例制度**

本人の前年所得が、一定額以下の場合に申請すると、納付が猶予されます。

*申請するときは、在学証明書や学生証の写しを添付してください。

●**保険料の追納**

保険料の免除や猶予などを受けた場合は、全額納付したとみなされ、受け取る年金額が少なくなります。免除などを受けた期間の保険料は、10年以内であれば、追納できます。

■**問い合わせ先**
○長野南年金事務所(TEL026-122711284)
○更埴庁舎・市民課(内線5434)

保険証などが8月から更新されます

国民健康保険

●**「高齢受給者証」の更新**

高齢受給者証(緑色)は70歳から74歳までの国民健康保険加入者が、保険証と併せて医療機関で提示します。新しい高齢受給者証は7月下旬に郵送します。

●**「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新**

入院や高額な外来診療を受けた場合、医療機関で限度額適用認定証(白色)を提示することで、支払い(保険適用分)を自己負担限度額まで抑えられます。既に認定証を持っている人も、毎年8月1日に前年の所得に基づき更新する必要があります。入院などで高額な医療費が予想

される人は、申請してください。

●**後期高齢者医療**

●**「保険証」の更新**

8月1日から使用できる保険証を、7月中旬に郵送します。保険証の色は、黄色から桃色になります。

●**「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」の更新**

既に認定証を持っていて引き続き交付対象となる人に、8月1日から使用できる新しい認定証を7月下旬に郵送します。

●**郵送方法**

各証は後期高齢者医療広域連合からクリーム色の封筒で郵送します。盗難防止のため、住民

票に記載された住所または後期高齢者医療広域連合に届け出ている送付先に「転送不要」扱いで郵送します。

●**福祉医療**

●**「受給者証」の更新**

障がい者(児)、母子、父子家庭で若草色の受給者証が交付されている人に新しい受給者証を、7月下旬に郵送します。障害者総合支援法の精神通院医療を受けている人は、更新の時期が個々に異なります。「自立支援医療受給者証(精神通院)」の更新を確認した時点で随時、個別に交付します。

中学3年生までの子どもは、現在持っている受給者証を引き

続き使用してください。受給者証の更新はありません。

●**更新の手続き**

書類の提出が必要な人には、案内を郵送しています。

○**注意事項**

世帯の中に住民税が未申告の人がいると、受給者証の更新ができません。所得がない場合でも必ず住民税の申告をしてください。

■**問い合わせ先**

戸倉庁舎・健康推進課
○国民健康保険(内線6253)
○後期高齢者医療(内線6255)
○福祉医療(内線6254)

非常勤職員(更埴・上山田子育て支援センター)を募集

■**募集人員** 若干名

■**職種** 子育て支援センター相談員

■**募集要件** 保育士または幼稚園教諭免許があり、普通自動車免許を有する人

■**勤務先** 更埴または上山田子

育て支援センター

■**勤務期間** 7月25日(令和2年3月31日)

■**勤務時間** 午前8時30分～午後5時15分

■**勤務日数** 20日/月
*土・日曜日、祝日勤務あり

■**賃金** 月額7310円

■**応募方法** 市販の履歴書に記入のうえ、7月16日(火)までに持参するか、郵送(当日必着)してください。

■**面接試験** 7月中旬

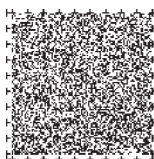
*詳細は応募者に連絡します。

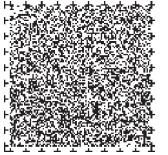
■**郵送・問い合わせ先** 戸倉庁舎・こども未来課(T3389)

10892 千曲市大字戸倉2388番地、内線6227)

音声コード ……

視覚障がい者などの皆さんに市の情報を提供するためのコードで、専用の読み上げ装置により、活字を音声に変換できます。





人権擁護委員の委嘱

7月1日付けで、高本秀夫さんが、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、市民の皆さんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や特設相談所などで人権相談を受けたりするな

どの活動をしています。

また、人権擁護委員が中心となって電話での人権相談も行なっています。

■電話相談先

○みんなの人権110番(TEL 0570-0003-1110)

○子どもの人権110番(TEL

0120-0007-1110)

○女性の人権ホットライン(TEL 0570-0070-810)

■電話受付時間 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

■問い合わせ先 戸倉庁舎・人権・男女共同参画課(内線

6331)



高本 秀夫 さん
(稲荷山)

プレミアム付商品券についてのお知らせ

本年10月1日からの消費税率引き上げに伴う影響を緩和する

対策として、プレミアム付商品

券の販売を予定しています。

●低所得者向けプレミアム付商品券

対象になると思われる人に、

7月下旬に「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を郵送します。

■対象者

次のいずれにも該当する人

○平成31年1月1日に、千曲市

に住民登録がある人

○令和元年度に住民税が課税されて

いない人

*令和元年度に住民税が課税されている人の配偶者や扶養親族、生活保護受給者などは除きます。

■購入可能額 1人あたり2万円(券の額面 2万5000円)

■受付期間 8月19日(月)～

11月20日(水)

■受付場所 市役所新庁舎・福

祉課

■問い合わせ先 戸倉庁舎・福祉課(内線6226)

●子育て世帯向けプレミアム付商品券

対象となる人に、9月下旬から「プレミアム付商品券購入引換券」を郵送します。

■対象者 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯主

■購入可能額 子ども1人あたり2万円(券の額面 2万5

000円)

●配偶者からの暴力(DV)を理由とした避難者への対応

購入対象者で、諸事情により平成31年1月1日以前に千曲市に住民登録ができていない人は、申出により特例措置を受けることができますので、相談してください。

■問い合わせ先 戸倉庁舎・こ

ども未来課(内線6227)